

公益財団法人ミモカ美術振興財団非常勤役員等の報酬(日額)規程

平成22年7月23日 規程第14号

公益財団法人ミモカ美術振興財団非常勤役員等の報酬(日額)規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ミモカ美術振興財団(以下「この法人」という。)定款第17条(評議員に対する報酬等)及び第33条(役員に対する報酬等)の規定に基づき、この法人の評議員及び定款第27条第1項において定める理事及び監事(以下「役員」という。)のうち、非常勤の評議員及び非常勤の役員の報酬の額(日額)及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 前条の評議員及び役員が、この法人の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1日につき7500円とする。

(旅費交通費の支給)

第3条 第1条の評議員及び役員が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程(平成22年規程第17号)に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金又は口座振替の方法により支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ミモカ美術振興財団の設立の登記の日から施行する。(平成22年7月23日理事会議決)